

一般名処方を取り組みについて

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を実施しております。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点等がありましたら当院職員までご相談ください。

ご協力の程宜しくお願い致します。

令和 7年 4月

医療法人社団 谷本内科医院